

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

関東（栃木）国民年金 事案 5299

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

昭和50年10月にA市のB出張所で、国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を毎回自治会の集金人に納付していた。申立期間について、付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料について、昭和50年10月にA市のB出張所で国民年金に任意加入し、自治会の集金人に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年10月1日に払い出されたと推認され、A市では申立期間当時に自治会単位で納付組合が組織されていたことから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以外に未納期間は無く、付加保険料の納付（昭和51年1月から53年3月まで）を行っているなど、国民年金に対する意識が高かったと考えられる。

さらに、申立期間は任意加入直後の期間であるとともに、3か月と短期間であることから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和50年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち平成16年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年9月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成16年9月1日から21年5月1日まで

A社B店に勤務した期間のうち、申立期間①について同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額と同社から実際に支給された給与の金額が異なるので、標準報酬月額の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、平成16年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る「平成

16 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（以下「支払調書」という。）及び預金通帳において推認できる報酬月額から、14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の現在の標準報酬月額の記録のとおり納付したため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないとしていることから、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち平成 16 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間については、申立人が所持する 17 年 1 月から同年 12 月までの期間、19 年 2 月、同年 4 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月及び同年 12 月から 21 年 4 月までの期間の A 社に係る賃金明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できる上、17 年から 21 年までの同社に係る支払調書に記載された 1 年分の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した 1 年分の厚生年金保険料と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間①について、申立人は、平成 15 年 4 月に A 社から賞与を支給されたと思うとしているが、同社では、申立人は C（通称）と称する歩合制の D 職であり、規約により歩合の支払は毎月 15 日の 1 回のみと定められており、賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人が所持する預金通帳によると、同年 4 月における同社からの入金、同年 4 月 15 日付けの入金のみであることが確認できる。

また、A 社が加入する E 健康保険組合から提出された申立人に係る賞与の適用台帳には、平成 15 年 4 月支給の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日
年金記録によれば、A社における平成 19 年 12 月の賞与の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が給与計算事務を委託していたB社が保管する申立人に係る賞与集計表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与集計表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年3月15日は7万5,000円、同年11月30日は37万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における申立期間③に係る標準賞与額の記録を、7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①及び②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月15日
② 平成19年11月30日
③ 平成20年3月14日

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額が、源泉徴収簿に記載のものより低額となっている。また、申立期間③に係る標準賞与額の年金記録が無い。申立期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された平成19年分源泉徴収簿及び20年賞与明細書から判断すると、申立人は、同法人から申立期間①は7万5,000円、申立期間②は37万5,000円、申立期間③は7万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与額を誤って届け出たとしていること、申立期間③に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を失念したとしていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間①及び②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年3月15日は3万円、同年11月30日は30万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における申立期間③に係る標準賞与額の記録を、6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①及び②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月15日
② 平成19年11月30日
③ 平成20年3月14日

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額が、源泉徴収簿に記載のものより低額となっている。また、申立期間③に係る標準賞与額の年金記録が無い。申立期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された平成19年分源泉徴収簿及び20年賞与明細書から判断すると、申立人は、同法人から申立期間①は3万円、申立期間②は30万7,000円、申立期間③は6万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与額を誤って届け出たとしていること、申立期間③に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を失念したとしていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間①及び②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和38年10月12日に、資格喪失日を39年3月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月12日から39年3月9日まで

申立期間の船員保険被保険者記録が無いが、私の船員手帳には当該期間にA社所有のB（船名）に乗船していた記録がある。船員手帳を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により確認できる雇入れ期間及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に雇い入れられ、同社が所有するB（船名）においてC職として勤務していたことが認められる。

また、船員保険被保険者名簿により、申立人は申立期間前後の複数回にわたりA社の船員保険被保険者であることが確認でき、当該記録は船員手帳の雇入れ期間の日付とおおむね一致している上、申立人が一緒に乗船していたとする同僚の全員に被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時に申立人と同じB（船名）に乗船していた同僚は、「私と申立人はC職として同じ仕事をしていた。私に被保険者記録が存在しているのに、申立人の記録が無いのは不自然である。」と供述しているほか、B（船名）の当時の船長は、「船員手帳に雇入れ記録が有るということは、A社においては船員保険の適用を受ける船員であったはずであり、保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種（C職）である同僚の申立期間の船員保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は廃業している上、当時の事業主は既に他界しているため確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から39年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準賞与額の記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成16年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、17年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月は28万円、18年1月は26万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月30日
② 平成16年1月1日から19年9月1日まで

申立期間①については、A社において支払われた平成17年12月の賞与の記録が欠落している。また、申立期間②については、標準報酬月額

は 18 万円と記録されているが、保管している給料支払明細書（以下「給与明細書」という。）には 30 万円の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されている。両申立期間について第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された賞与に係る給与明細書により、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成 16 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、17 年 10 月 1 日から 18 年 1 月 1 日までの期間及び 19 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から 16 年 8 月は 30 万円、17 年 10 月及び同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 28 万円、19 年 1 月は 22 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成 16 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から 17 年 10 月 1 日までの期間、18 年 1 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、B 市から提出された平成 17 年度から 20 年度までの所得照会（回答）及び同僚の給与明細書により推認できる報酬月額又は保険料控除額から、16 年 1 月は 26 万円、同年 2

月は 28 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 26 万円、17 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 30 万円、18 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 30 万円、19 年 2 月及び同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 26 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、平成 17 年及び 18 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届については、事業主は「当社が届け出たものに間違いはない。」と供述していることから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8086

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和33年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から同年10月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かったが、昭和33年4月から52年8月までA社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人と同様に、昭和33年9月21日にA社C店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B店で資格を取得した複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が、昭和33年9月にA社C店から同社B店に異動した旨の供述をしていることから、同年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和33年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、平成8年4月1日に被保険者資格取得しているが、会社に入社した同年3月21日が被保険者資格取得日と思う。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立期間当時の従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日は入社日と同日であったとしている上、申立人について、申立期間の厚生年金保険料を控除している旨、回答している。

さらに、申立人の被保険者資格取得日の前後5年間に被保険者資格を取得した同僚21人のうち、15人について、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が一致している上、ほかの同僚についても、厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日より後になっている者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年4月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付をしたとしているが、同社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、その被保険者資格取得日は平成8年4月1日と確認できることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行しないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8088

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

昭和37年4月にA社に入社、C工場に配属され、同年7月に同工場敷地内の新規事業であるD工場のスタートのために異動した。同年6月の厚生年金保険の記録が無いが、継続して勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同社提出の社報の人事異動の記事から判断すると、申立人は、申立期間もA社C工場に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和53年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月21日から54年5月1日まで
昭和53年4月にC社に入社し、同年11月21日付けで、A社に移籍した。年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び同僚が保管していた給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和53年11月21日にC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和 54 年 5 月 1 日と決定されていることが確認できる上、申立期間は申立事業所が適用事業所となるよりも前の期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、それぞれ 15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、

当該期間の賞与の支給は確認できない。

また、申立人から提出されたB銀行C支店の「普通預金取引明細表」から、申立期間①の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は2万円、申立期間③から⑤までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑤までについて、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は2万円、申立期間③から⑤までは3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、当該期間の賞与の支給は確認できない。

また、B信用金庫C支店から提出された申立人に係る「預金取引明細表」から、申立期間①の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万5,000円、申立期間②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万5,000円、申立期間②は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、

当該期間の賞与の支給は確認できない。

また、B銀行C支店から提出された申立人に係る「預金取引明細表」から、申立期間③の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万5,000円、申立期間②は6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成17年8月12日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万5,000円、申立期間②は6万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、申立期間において3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、申立期間において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5,000円、申立期間②は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5,000円、申立期間②は5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万円、申立期間②は9万円、申立期間③は8万1,000円、申立期間④は7万2,000円、申立期間⑤は8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は9万円、申立期間③は8万1,000円、申立期間④は7万2,000円、申立期間⑤は8万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、申立期間②は4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は4万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、申立期間において4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は13万5,000円、申立期間②は14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は13万5,000円、②は14万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万円、申立期間②は4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は4万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 10 日まで

昭和 42 年 7 月から 46 年 5 月まで A 職として B 事業所に勤務したが、年金記録によると、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、おかしいと思う。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所における同僚の回答から、両申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 事業所が保管している厚生年金保険加入者名簿に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は、同事業所に係る事業所別被保険者名簿の記載内容と一致していることが確認でき、同事業所は、申立人の厚生年金保険被保険者期間について、国（厚生労働省）の記録のとおり届け出たとしている上、厚生年金保険の被保険者となっていない両申立期間について、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないと回答している。

また、B 事業所における同僚 10 人に照会し 7 人から回答を得たが、両申立期間において申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 48 年 4 月まで

A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の記録が無いが、当時、社会保険に加入する事業所を選んで就職した記憶があるので、記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間当時において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社が健康保険・厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 50 年 3 月 26 日に健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の元代表取締役の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同僚の一人は、「申立期間当時、A社はできたばかりの会社で、厚生年金保険には加入していなかった。自分も申立期間は厚生年金保険に加入していないが、当該期間において給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 11 日から 24 年 7 月 30 日まで
申立期間は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人に係る履歴書により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、C県及びB事業所は、申立人に係る厚生年金保険の適用等の関連資料は保存しておらず、申立期間当時の事情が分かる職員は在職していないので、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明としている。

また、適用事業所名簿によると、A事業所が健康保険・厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8080（埼玉厚生年金事案 5697、6837 及び 7202
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、両申立期間も同社で厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社における同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られないこと、当時の事業主は亡くなっているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認することができないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 6 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て（平成 23 年 7 月 21 日付け）において、申立人は新たにA社における同僚を複数挙げているところ、当該同僚等から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述を得られたが、申立人が記憶している同僚の中には、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者がいることなどにより、同社では、申立期間当時において、勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと判断できることなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 4 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再申立て（平成 24 年 4 月 23 日付け）において、申立人は、当時の状況をよく知っている同僚として 4 人を挙げていることから、周辺事情を含め調査を行ったが、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかったこと、A社の事業所別被保険者名簿の記載内容等を調査したが、同名簿に記載の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、健康保険証の番号に欠番が無いことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 11 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てにおいて、申立人は、当時の状況をよく知っている同僚として前回申立時と同じ同僚 4 人の名前を挙げていることから、改めて当該同僚のうちの 3 人を含む 7 人の同僚へ照会を行った上、口頭意見陳述において、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について新たな供述や保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかった。

このほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が本来の標準報酬月額より低くなっていた。

当時も自分は事業主だったが、社会保険の手続は全て経理担当者に任せていたので、当該届出の事実は全く知らされていなかった。調査の上、当初の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 7 年 1 月 31 日の後の同年 2 月 23 日付けで、5 年 2 月 1 日に遡って 28 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の減額訂正処理が行われた当時、会社の経営状態が悪く、社会保険料の滞納があったとしているところ、複数の同僚が同様の供述をしている。

さらに、申立人は、社会保険の手続は全て経理担当者に任せていたので、当該標準報酬月額を引き下げる手続を行った事実は全く知らされていなかった旨主張しているが、同僚は、「経理担当者が単独で処理をしたとは考えられず、申立人に相談又は報告をしていたのではないかと思う。」と供述している。

これらの事情等を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額に

ついて、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務として行われた届出に基づく当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8089

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 31 日から 18 年 2 月 28 日まで
私は、A社に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入期間が確認できなかった。
A社から受け取った平成 12 年及び 13 年の源泉徴収票には、社会保険料等の金額が記載されているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 5 月 31 日から 17 年 6 月 30 日まではA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成 12 年 5 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社の事業主に対し照会を行ったものの回答は得られないことから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る上記源泉徴収票に社会保険料等の金額が記載されていると主張しているが、当該社会保険料等の金額は、i) B協会C支部は、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 12 年 5 月 31 日から 14 年 2 月 13 日までの期間は健康保険の任意継続被保険者であり、当該期間の任意継続被保険者保険料は収納済みであると回答していること、ii) 「平成 12 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は、平成 12 年 3 月及び同年 4 月の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料並びに同年 5 月から同年 12 月までの任意継続被保険者保険料の金額とほぼ合致していること、iii) 「平成 13 年分給与所得の源泉徴

収票」の社会保険料等の金額は、13年1月から同年12月までの任意継続被保険者保険料と合致していることなどから、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、厚生年金保険料ではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 3 月から A 事業所（当時）に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。当時、給与から厚生年金保険料が引かれていたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 局が保管する人事記録により、申立人が申立期間において A 事業所で C 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 局は、「申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させる届出を行ったか否か、申立人の申立期間に係る保険料を控除し社会保険庁（当時）に納付したか否かについては不明である。」と回答している。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司は、「申立期間当時は一緒に仕事をしていたが、申立人の厚生年金保険の届出が適正に行われていたかどうか、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前（旧姓で記載）及び健康保険の記号番号は記載されているものの、厚生年金保険の記号番号は記載されていない。このことについて日本年金機構 D 事務センターは、「標題の『健康保険厚生年金保険被保険者名簿』は『厚生年金保険』の文字が抹消され、厚生年金保険の適用年月日欄には日付が記載されていないことから、健康保険のみの適用事業所であったと思う。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿において申立人の前後に記載されている同僚の厚生年金保険の記号番号は、申立人と同様に記載がされておらず、当該同僚のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年及び18年の賃金台帳から、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、B銀行Cセンターから提出された申立人に係る「取引履歴照会結果」から、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。